



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年6月18日(火) 号外(第6号)

目次

ページ

条 例	ページ
○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う関係条例の整備に関する条例(財政課)	2
○群馬県県税条例の一部を改正する条例(税務課)	3
○群馬県建築基準法施行条例等の一部を改正する条例(建築課)	22
○群馬県収入証紙条例の一部を改正する条例(会計課)	23

■ 条 例

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年六月十八日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第一号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第一条 群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和三十四年群馬県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二十の項中「八千六百元」を「八千七百元」に改め、同表二十一の項及び二十二の項中「一万千円」を「一万二千円」に改める。

(群馬県警備業法関係手数料条例の一部改正)

第二条 群馬県警備業法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十一の項中「三万八千円」を「三万九千円」に改める。

(群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部改正)

第三条 群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

別表三の項中「六千八百円」を「六千九百円」に改め、同表五の項中「一万二千三百円」を「一万二千七百円」に改め、同表十四の項中「九千七百元」を「九千八百円」に改める。

(群馬県消防法関係手数料条例の一部改正)

第四条 群馬県消防法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表七の項中「六千五百円」を「六千六百元」に、「四千五百円」を「四千六百元」に、「三千六百元」を「三千七百元」に改める。

(群馬県火薬類取締法関係手数料条例の一部改正)

第五条 群馬県火薬類取締法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表九の項中「一万七千円」を「一万八千円」に改める。

(群馬県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部改正)

第六条 群馬県高圧ガス保安法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表七の項イ中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八百円」に改め、同項ロ中「八千四百円」を「八千七百元」に、「七千九百元」を「八千二百円」に改め、同項ハ及びニ中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八百円」に改め、同項ホ中「八千四百円」を「八千七百元」に、「七千九百元」を「八千二百円」に改め、同表十の項イ中「七千六百元」を「七千九百元」に、「七千四百円」を「七千七百元」に改め、同項ロ中「六千円」を「六千二百円」に、「五千五百円」を「五千七百元」に改める。

(群馬県電気工事士法関係手数料条例の一部改正)

第七条 群馬県電気工事士法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五千九百円」を「六千円」に改め、同条第二号中「五千二百円」を「五千三百円」に改め、同条第三号中「二千六百元」を「二千七百元」に改め、同条第四号中「二千円」を「二千五百円」に改める。

(群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第八条 群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表十五の項中「二万七百元」を「二万四千四百円」に、「二万二百円」を「二万九百円」に改める。

(群馬県毒物及び劇物取締法関係手数料条例の一部改正)

第九条 群馬県毒物及び劇物取締法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「二万六百元」を「二万七百元」に改める。

(群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部改正)

第十条 群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

別表実技試験の項中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に改める。

(群馬県採石法関係手数料条例の一部改正)

第十一条 群馬県採石法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「八千円」を「八千五百円」に改める。

(群馬県建築士法施行条例の一部改正)

第十二条 群馬県建築士法施行条例(平成十二年群馬県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一万九千二百円」を「一万九千三百円」に改め、同条第三号中

「一万七千七百円」を「一万七千九百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請等を行っている者の当該申請等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

群馬県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年六月十八日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県条例第二号

群馬県税条例の一部を改正する条例

第一条 群馬県税条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第一項第二号中「又は寡夫」を「寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

第五十三条第一項第一号ハ中「によつて」を「により」に改め、同号ハの表中「百分の一・九」を「百分の〇・四」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七」に、「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の七・三」を「百分の五・三」に、「百分の九・六」を「百分の七」に改め、同条第二項中「百分の一・三」を「百分の一」に改め、同条第三項第一号ハ中「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「百分の九・六」を「百分の七」に改める。

第八十六条の五の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同条第一項中「農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体又は」及び「(以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。)」を削り、「第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業又は同法」を「(昭和五十五年法律第六十五号)」に改め、「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に改め、「取得するものを除く」の下に「。以下この項において「農地売買事業」という」を加え、「にあつては」を「には」に、「(これらの土地の取得の日)」を「(同日)」に、「土地改良法による」を「土地改良法第二条第二項に規定する」に、「同法第二条第二項第二号」を「同項第二号」に、「当該事業」を「当該農地売買事業」に、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改め、同条第二

項中「定める」を「規定する」に、「には、当該取得の日」を「には、同日」に改め、同条第三項中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改める。第九十七条第一項第一号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。第二百二十九条第一項第三号中「第六十三条の四第一項」を「第六十三条の五第一項」に改める。

第四百七十七条の二の次に次の一条を加える。

(自動車税の非課税)

第四百七十七条の二の二 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対しては、自動車税を課さない。

- 一 救急自動車
 - 二 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車
 - 三 血液事業の用に供する自動車
 - 四 救護資材の運搬の用に供する自動車
 - 五 前各号に掲げる自動車に類する自動車で知事の認めるもの
- 第四百七十七条の七第一項第一号中「除く。以下この条及び附則第二十三条」を「除く。以下この条」に改め、同号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則第九条の二第九項に規定するもの（以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第十項に規定するもの（以下この条において「平成十七年ガソリン

軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第四百七十七条の七第一項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)中「第八十条第一号イ」を「第四百七十七条第一号イ」に改め、「及び附則第二十三条」を削り、「第七十八条第一項」を「第四百五十五条第一項」に、「平成三十二年以降」を「令和二年度以降」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ニ中「第九条の四第四項」を「第九条の四第五項」に改め、同号ニ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- 第四百七十七条の七第一項第一号ニ(2)を削り、同号ニ(3)を同号ニ(2)とし、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「第九条の四第三項」を「第九条の四第四項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第四百七十七条の七第一項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第九条の四第二項」を「第九条の四第三項」に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第四百四十七条の七第一項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)中「及び附則第二十三条」を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第四百四十七条の七第一項第二号中「。以下この条及び附則第二十三条」を「。以下この条」に改め、同号イ中「第九条の四第五項」を「第九条の四第八項」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二十九項に規定するもの（以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に

適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二十項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第四百四十七条の七第一項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ中「第九条の四第六項」を「第九条の四第九項」に改め、同号ハ中「第九条の四第七項」を「第九条の四第十項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二十四項に規定するもの（次項第三号ハ(1)

(i)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二十五項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第四百四十七条の七第一項第二号ニを削り、同号ホ中「第九条の四第九項」を「第九条の四第十一項」に改め、同号ホを同号ニとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）をいい、法第四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第二号において同じ。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第六項に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の第二十六項に規定するもの（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の第二十七項に規定するもの（以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第七項に規定するもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- 第四百七十七条の七第二項第一号イ中「乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を「営業用の乗用車」に、「第九条の四第十項」を「第九条の四第十二項」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- 第四百七十七条の七第二項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロ(1)を次のように改める。
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- 第四百七十七条の七第二項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号二とし、同号イの次に次のように加える。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十三項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十四項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第四百四十七条の七第二項第二号イ中「第九条の四第十三項」を「第九条の四第十九項」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第四百四十七条の七第二項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ中「第九条の四第十四項」を「第九条の四第二十項」に改め、同号ハ中「第九条の四第十五項」を「第九条の四第二十一項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第四百四十七条の七第二項第二号ニを削り、同号ホ中「第九条の四第十七項」を「第九条の四第二十二項」に改め、同号ホを同号ニとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

ニ 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十七項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十八項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

第四百七十七条の七第四項中「及びロ」を「からハまで」に、「第一号イ」を「第一号イからハまでに」に、「第九条の二第二十項」を「第九条の二第二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十八項」に改め、同項の表第一項第一号イ(3)の項中「第一項第一号イ(3)」を「第一項第一号イ(2)」に、「第七十八条第一項」を「第四百四十五条第一項」に、「平成三十二年以降」を「令和二年度以降」に改め、「及び附則第二十三条」を削り、「次項第一号イ(3)」を「次項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第一項第一号ロ	平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五
---------	--------------------------	----------------------------

第四百七十七条の七第四項の表第一項第一号ロ(3)の項中「第一項第一号ロ(3)」を「第一項第一号ハ(2)」に改め、「及び附則第二十三条」を削り、同表第二項第一号イ(3)の項中「第二項第一号イ(3)」を「第二項第一号イ(2)」に改め、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ	平成三十二年基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ハ	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十八	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八

第四百七十七条の十八第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「前二号」を「前項第一号」に改める。

第四百七十七条の二十三中「百分の六十五」を「百分の四十七」に改める。
 第四百八十八条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「又は前項第五号により知事の承認を受けようとする者」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項第三号若しくは第四号又は第二項第五号」を「第一項第三号又は第四号」に改め、同項を同条第三項とする。

第四百九十九条第一項第一号ロ(1)中「二万九千五百円」を「二万五千円」に改め、同号ロ(2)中「三万四千五百円」を「三万五百円」に改め、同号ロ(3)中「三万九千五百円」を「三万六千円」に改め、同号ロ(4)中「四万五千円」を「四万三千五百円」に改め、同号ロ(5)中「五万千円」を「五万円」に改め、同号ロ(6)中「五万八千円」を「五万七千円」に改め、同号ロ(7)中「六万六千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同号ロ(8)中「七万六千五百円」を「七万五千五百円」に改め、同号ロ(9)中「八万八千円」を「八万七千円」に改め、同号ロ(10)中「十一万千円」を「十一万円」に改め、同項第五号ニ(1)中「二万三千六百円」を「二万円」に改め、同号ニ(2)中「二万七千六百円」を「二万四千四百円」に改め、同号ニ(3)中「三万六千六百円」を「二万八千八百円」に改め、同号ニ(4)中「三万六千円」を「三万四千八百円」に改め、同号ニ(5)中「四万八千円」を「四万円」に改め、同号ニ(6)中「四万六千四百円」を「四万五千六百円」に改め、同号ニ(7)中「五万三千二百円」を「五万二千四百円」に改め、同号ニ(8)中「六万二千二百円」を「六万四百円」に改め、同号ニ(9)中「七万四百円」を「六万九千六百円」に改め、同号ニ(10)中「八万八千八百円」を「八万八千円」に改める。

第六百六十二条第三項第一号ロ及び第二号ロ中「四万五千円」を「四万三千五百円」に改める。

附則第七条の四第一項第二号ハ中「第十条の二」を「第十条」に改める。

附則第七条の四の二第一項中「平成四十五年度」を「令和十五年」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第三項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

附則第七条の四の三第三項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

附則第七条の六及び第八条の二中「平成五十年」を「令和二十年」に改める。

附則第八条の三第一項及び第三項並びに第十条第四項中「平成三十二年三月三十

一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第一項及び第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第十四条の四の三中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

附則第十四条の五中「附則第六条」を「附則第五条の五」に改める。

附則第十五条第一項及び第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の二中「百分の六・六」を「百分の四・九」に、「百分の七・九」を「百分の五・七」に改める。

附則第十五条の三第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「百分の十五」を「百分の二十」に改める。

附則第十七条中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第十八条第一項、第二十条第一項、第三項及び第六項並びに第二十条の二第一項及び第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第二十条の二の二第一項から第三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「附則第二十条の十一第一項」を「附則第二十条の十第一項」に改める。

附則第二十二条の二第二項から第四項までの規定中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第五項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号イ(2)中「平成三十二年以降」を「令和二年度以降」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第二十二条の三、第二十条の三の二第一項から第五項まで、第二十条の三の三及び第二十条の三の四第一項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第二十条の五第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第二十二条の八の次に次の二条を加える。

(環境性能割の非課税)

第二十二条の八の二 知事は、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が、知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したバス路線の運行の用に供される一般乗合用のバス(国土交通大臣、知事又は市町村長が地方バス路線維持のため交付する車両購入に係る補助を受けて取得するものに限る。)を取得した場合においては、当該取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四百四十七条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、環境性能割を課さない。

2 知事は、第四百四十七条の七第一項第一号ロ(同条第四項において準用する場合を含む。)又は第二号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間(附則第二十二条の九第二項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第四百四十七条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の賦課徴収の特例)

第二十二条の八の三 知事は、当分の間、納付すべき環境性能割の額について不足額があることを第四百四十七条の十第一項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等(法附則第十二条の二の十一第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。)の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について第四百四十七条の十一第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における法第六十八條第二項の規定による決定により納付すべき環境性能割の額は、前項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第二十二条の九に次の一項を加える。

2 自家用の乗用車に対する第四百七十七条の七第二項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

附則第二十二條の九の次に次の一条を加える。

(東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等に対する環境性能割の納税義務の免除等)

第二十二條の十 知事は、避難指示区域であつて平成二十四年一月一日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第五十四条による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車等(法附則第五十三条の二第二項各号に掲げる自動車又は法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のものをいう。以下この項において同じ。)を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が法附則第五十三条の二第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車等持出困難区域(以下この項において「自動車等持出困難区域」という。)内の自動車等(以下この項において「対象区域内自動車等」という。)の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(第四百四十七条の二第一項又は法第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主)その他の施行令附則第三十二条第四項に規定する者が対象区域内自動車等以外の第四百四十七条第一項に規定する自動車(以下この項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等(法附則第五十三条の二第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。以下この項において同じ。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 知事は、環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第三十二条第四項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

3 知事は、前項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充たしななければならない。

4 前二項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付し、又は充たす場合には、第二項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

附則第二十三條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(種別割の税率の特例)」を付し、同条第一項中「有しないものをいう」の下に「。第三項第一号及び次条第三項において同じ」を、「第九条の二第一項に規定するものをいう」の下に「。第三項第二号及び次条第三項において同じ」を、「附則第五条第一項に規定するものをいう」の下に「。次条第三項において同じ」を加え、「同条第二項」を「施行規則附則第五条第二項」に改め、「同条第一項に規定するものをいう」の下に「。次条第三項において同じ」を加え、「第九条の二第四項」を「第九条の二第五項」に、「第九条の二第五項」を「第九条の二第六項」に、「」並びに「を」第三項第三号及び次条第三項において同じ。)並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)、キャンピング車、「に改め、同項第一号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日」を「第四百四十七条の七第一項第一号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。)又は同項第二号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。)で平成二十年三月三十一日」に改め、「この条」の下に「及び次条」を加え、同項第二号中「軽油自動車」を「第四百四十七条の七第一項第三号に規定する軽油自動車(第三項第六号において「軽油自動車」という。)」に、「平成二十年三月三

十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項の表第一項第一号の項及び第一項第五号ニの項を削り、同条に次の三項を加える。

3 次に掲げる自動車に対する第四百四十九条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第四百四十九条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第四百七十七条の七第一項第一号イ(1)(i)に規定する排出ガス保安基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第五条の二第一項に規定するものに適合するもの又は同法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第三項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則第九条の二第七項に規定するものをいう。）

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第四百七十七条の七第一項第一

号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第一号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、同条第一項第一号イ(2)に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同号イ(2)に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第四百四十七条の七第一項第二号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第二号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの

六 軽油自動車のうち、第四百四十七条の七第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準又は同号イ(1)(ii)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第一項第一号イ	
七千五百円	二千円
八千五百円	二千五百円
九千五百円	二千五百円
一万三千八百円	三千五百円
一万五千七百元	四千元

第一項第二号イ										第一項第一号ロ										
二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万円	八万七千円	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千円	五万円	四万三千五百円	三万六千円	三万五百円	二万五千円	四万七千円	二万七千二百円	二万三千六百円	二万五百円	一万七千九百円
五千五百円	五千円	四千円	三千円	二千五百円	二千円	二万七千五百円	二万二千円	一万九千円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万千円	九千円	八千円	六千五百円	一万五百円	七千円	六千円	五千五百円	四千五百円

第一項第三号イ(1)										第一項第二号ハ(2)					第一項第二号ハ(1)					第一項第二号ロ				
二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六千円	一万二百円	一万五千円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万五千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円			
六千五百円	六千円	五千円	四千五百円	四千円	三千円	五千五百円	三千円	四千円	二千円	千六百円	一万五百円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千円	三千円	二千円	千二百円	七千五百円	六千五百円			

第一項第五号ニ	二万九千円	七千五百円
	二万六千五百円	七千円
	三万二千元	八千円
	三万八千元	九千五百円
第一項第三号イ②	四万四千元	一万千円
	五万五百円	一万三千円
	五万七千元	一万四千五百円
	六万四千元	一万六千円
第一項第三号ロ	三万三千元	八千五百円
	四万千円	一万五百円
	四万九千円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
第一項第四号	八万三千元	二万千円
	四万五百円	千五百円
	六千円	千五百円
	二万円	五千二百円
第一項第五号ニ	二万四千四百円	六千四百円
	二万八千八百円	七千二百円
	三万四千八百円	八千八百円

4

次に掲げる自動車に対する第四百四十九条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の種別割(法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日(自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年十月一日)から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第四百四十九条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項第一号	四万円	一万円
	四万五千六百円	一万千六百円
	五万二千四百円	一万三千二百円
	六万四百円	一万五千二百円
第二項第二号	六万九千六百円	一万七千六百円
	八万八千円	二万二千元
	三千七百元	千円
	四千七百元	千二百円
第二項第二号	六千三百円	千六百円
	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百円
	八千円	二千円

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車

基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第五条の二第六項に規定するもの

第一項第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百元	八千円
	一万七千九百元	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百元	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五百円
	二万五千円	一万二千五百円
三万五百円	一万五千五百円	
三万六千円	一万八千円	

第一項第二号イ	四万三千五百円	二万二千元
	五万円	二万五千元
	五万七千元	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千元
	七万五千五百円	三万八千元
	八万七千元	四万三千五百円
	十一万円	五万五千元
	六千五百円	三千五百円
	九千円	四千五百円
	一万二千元	六千円
	一万五千元	七千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
	二万二千元	一万千円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千五百円	一万五千円
	四万七千五百円	二万四千円
第一項第二号ロ	八千円	四千円
	一万千五百円	六千円
	一万六千円	八千円
	二万五百円	一万五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	三万円	一万五千円

第一項第三号イ(2)										第一項第三号イ(1)			第一項第二号ハ(2)		第一項第二号ハ(1)					
六万四千元	五万七千元	五万五百円	四万四千元	三万八千元	三万二千元	二万六千五百円	二万九千元	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元	一万二百円	一万五千五百円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千元
三万二千元	二万八千五百円	二万五千五百円	二万二千元	一万九千元	一万六千元	一万三千五百円	一万四千五百円	一万三千元	一万千五百円	一万円	九千元	七千五百円	六千元	一万五百円	五千五百円	八千元	四千元	三千二百円	二万五百円	一万七千五百円

第二項第一号				第一項第五号ニ										第一項第四号		第一項第三号ロ					
六千三百円	四千七百元	三千七百元	八万八千元	六万九千六百元	六万四百元	五万二千四百円	四万五千六百元	四万円	三万四千八百円	二万八千八百円	二万四千四百円	二万円	六千元	四千五百円	八万三千元	七万四千元	六万五千五百円	五万七千元	四万九千元	四万円	三万三千元
三千二百円	二千三百円	千八百円	四万四千元	三万四千八百円	三万四百元	二万六千四百円	二万二千八百円	二万円	一万七千六百元	一万四千四百円	一万二千四百円	一万円	三千円	二千五百円	四万五千五百円	三万七千元	三万三千元	二万八千五百円	二万四千五百円	二万五百円	一万六千五百円

第二項第二号		
五千二百円	二千六百円	
六千三百円	三千二百円	
八千円	四千円	

5 前二項の規定の適用がある場合における第四百九十九条第一項第五号及び同条第三項から第五項までの規定の適用については、第二項の規定を準用する。
附則第二十三条の二を次のように改める。

第二十三条の二 地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第六項において「特定日」という。)の前日までに初回新規登録を受けた家用の乗用車であつて地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法(以下この項及び第六項において「平成二十八年改正前の地方税法」という。)第四百五十五条第一項若しくは第三項の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた家用の乗用車であつて、平成二十八年改正前の地方税法第四百四十六条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。)又は同日までに法の施行地外において第四百七条第二項に規定する運行に相当するものとして施行規則附則第五条の二に規定するものの用に供されたことがある家用の乗用車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、第四百四十九条第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる家用の乗用車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 総排気量が一リットル以下のもの
年額 二万九千五百円
- 二 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの
年額 三万四千五百円
- 三 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの
年額 三万九千

- 四 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの
年額 四万五千円
 - 五 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの
年額 五万千円
 - 六 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの
年額 五万八千円
 - 七 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの
年額 六万六千五百円
 - 八 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの
年額 七万六千五百円
 - 九 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの
年額 八万八千円
 - 十 総排気量が六リットルを超えるもの
年額 十一万千円
- 2 第四百九十九条第一項第五号ハの規定により同項第一号に規定する税率を適用することとされている自動車については、前項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定の適用を受ける家用の乗用車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	三万三千九百元
第二号	三万四千五百円	三万九千六百元
第三号	三万九千五百円	四万五千四百円
第四号	四万五千円	五万七千七百円
第五号	五万千円	五万八千六百元

4

第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の種別割(法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六号	五万八千円	六万六千七百円
第七号	六万六千五百円	七万六千四百円
第八号	七万六千五百円	八万七千九百円
第九号	八万八千円	十万千二百円
第十号	十一万千円	十二万七千六百円

第一号	二万九千五百円	七千五百円
第二号	三万四千五百円	九千円
第三号	三万九千五百円	一万円
第四号	四万五千円	一万五千円
第五号	五万千円	一万三千円
第六号	五万八千円	一万四千五百円
第七号	六万六千五百円	一万七千円
第八号	七万六千五百円	一万九千五百円
第九号	八万八千円	二万二千円

5

第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第四項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の種別割(法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十号	十一万千円	二万八千円
-----	-------	-------

第一号	二万九千五百円	一万五千円
第二号	三万四千五百円	一万七千五百円
第三号	三万九千五百円	二万円
第四号	四万五千円	二万二千五百円
第五号	五万千円	二万五千五百円
第六号	五万八千円	二万九千円
第七号	六万六千五百円	三万三千五百円
第八号	七万六千五百円	三万八千五百円
第九号	八万八千円	四万四千円
第十号	十一万千円	五万五千五百円

6

特定日の前日までに初回新規登録を受けたキャンピング車であつて平成二十八年改正前の地方税法第四百五十五条第一項若しくは第三項の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登

- 録を受けたキャンピング車であつて、平成二十八年改正前の地方税法第四百六条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課せられなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において第四百七条第二項に規定する運行に相当するものとして施行規則附則第五条の二の二に規定するものに供されたことがあるキャンピング車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、第四百九条第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げるキャンピング車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万三千六百円
 - 二 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 二万七千六百円
 - 三 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万六千六百円
 - 四 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 三万六千六百円
 - 五 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 四万八千円
 - 六 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 四万六千四百円
 - 七 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 五万三千二百円
 - 八 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 六万二千二百円
 - 九 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 七万四千円
 - 十 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 八万八千八百円
- 7 前項の規定の適用を受けるキャンピング車のうち、前条第一項各号に掲げるも

のに対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万三千六百円	二万七千七百円
第二号	二万七千六百円	三万七千七百円
第三号	三万六千六百円	三万六千三百円
第四号	三万六千円	四万四千四百円
第五号	四万八百円	四万六千九百円
第六号	四万六千四百円	五万三千三百円
第七号	五万三千二百円	六万千円
第八号	六万二千二百円	七万三百円
第九号	七万四百円	八万九百円
第十号	八万八千八百円	十万二千二百円

8 第六項の規定の適用を受けるキャンピング車のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第六項の規定の適用については、当該キャンピング車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該キャンピング車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該キャンピング車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日まで間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第六項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万三千六百円	六千円
第二号	二万七千六百円	七千円

第三号	三万六千六百円	八千円
第四号	三万六千円	九千円
第五号	四万八百円	一万五百円
第六号	四万六千四百円	一万二千元
第七号	五万三千二百円	一万三千五百円
第八号	六万二千二百円	一万五千五百円
第九号	七万四百円	一万八千円
第十号	八万八千八百円	二万二千五百円

9 第六項の規定の適用を受けるキャンピング車のうち、前条第四項各号に掲げるものに対する第六項の規定の適用については、当該キャンピング車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該キャンピング車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該キャンピング車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第六項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万三千六百円	一万二千元
第二号	二万七千六百円	一万四千元
第三号	三万六千六百円	一万六千元
第四号	三万六千円	一万八千円
第五号	四万八百円	二万五百円
第六号	四万六千四百円	二万三千五百円

第七号	五万三千二百円	二万七千円
第八号	六万二千二百円	三万千円
第九号	七万四百円	三万五千五百円
第十号	八万八千八百円	四万四千五百円

附則第二十三条の二の二第一項第二号中「同年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第二十三条の三第一項中「同条第三項」を「同項」に、「四万五千元」を「四万三千五百円」に改め、同項第一号中「第四百九十九条第一項第一号」を「第四百九十九条第一項第一号」に、「並びに」を「及び」に、「同項第一号」を「同項第一号イ」に改め、「及び同項第五号二」を削り、「五万七千七百円」を「五万円」に改め、同項第二号中「四万九千五百円」を「四万七千八百円」に改め、同条第二項中「同条第三項」を「同項」に、「四万五千元」を「四万三千五百円」に、「四万九千五百円」を、「四万七千八百円」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前条第一項又は第六項の規定の適用を受ける種別割に係る第六十二条第三項の規定の適用については、同項中「四万三千五百円」とあるのは、「四万五千元」とする。

4 前条第三項又は第七項の規定の適用を受ける種別割に係る第六十二条第三項の規定の適用については、同項中「四万三千五百円」とあるのは、「五万七千七百円」とする。

附則第二十三条の三の次に次の二条を加える。

（種別割の賦課徴収の特例）

第二十三条の四 知事は、納付すべき種別割の額について不足額があることを第五十二条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等（法附則第十二条の五第一項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に

必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、種別割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等に対する種別割の納税義務の免除等)

第二十三条の五 知事は、施行令附則第三十二条第四項に規定する者が、附則第二十二條の十第一項の規定の適用を受けることとなった場合には、次の各号に掲げる期間に取得された同項に規定する他の自動車に対する当該各号に定める年度分の種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

一 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの期間 平成三十一年度分及び令和二年度分

二 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間 令和二年度分及び令和三年度分

2 知事は、種別割に係る徴収金を徴収した場合において、当該種別割について前項の規定の適用があることとなったときは、施行令附則第三十二条第四項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

3 知事は、前項の規定により種別割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充たしなければならない。

4 前二項の規定により種別割に係る徴収金を還付し、又は充当する場合には、第二項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を法第七條の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

第二十九条及び第二十九条の二第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則に次の一条を加える。

(自動車税事務所長に対する知事の権限の委任)

第三十一条 知事は、法附則第二十九条の九から第二十九条の十三までの規定による軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の賦課徴収に関する事項並びに法附則第二十九条の十四の規定による軽自動車税の環境性能割に係る犯則事件の調査及び処分に關する事項を群馬県自動車税事務所長に委任する。

第二条 群馬県税条例の一部を次のように改正する。

第四百七十七條の二十三中「百分の四十七」を「百分の四十三」に改める。

附則第二十三條第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。

5 第三項(第四号及び第五号を除く。)に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及びキャンピング車に対する第四百四十九條第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車及びキャンピング車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車及びキャンピング車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十三條の二第一項中「第六項」を「第四項」に改め、同條中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、第八項及び第九項を削る。

附則第二十三條の三第三項中「第六項」を「第四項」に改め、同條第四項中「第七項」を「第五項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中群馬県税条例附則第七條の四第一項第二号ハ、第七條の四の二、第七條の四の三第三項、第七條の六、第八條の二、第八條の三、第十條第四項、第十二條、第十四條の四の三、第十四條の五、第十五條、第十五條の三第一項

(「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める部分に限る。)、第十七条、第十八条第一項、第二十条、第二十条の二、第二十条の二の二第一項から第三項まで、第二十二條の二から第二十二條の三の二まで、第二十二條の三の三、第二十二條の三の四第一項、第二十二條の五第一項、第二十三條の二の二第一項第二号、第二十九條及び第二十九條の二第一項の改正規定 公布の日

二 第一条中群馬県税条例第二百九條第一項第三号の改正規定 令和元年七月一日

三 第一条中群馬県税条例第三十二條の二第一項第二号の改正規定及び次條の規定 令和三年一月一日

四 第二条中群馬県税条例附則第二十三條、第二十三條の二及び第二十三條の三の改正規定並びに附則第六條第二項の規定 令和三年四月一日

五 第二条中群馬県税条例第四百七條の二十三の改正規定及び附則第六條第一項の規定 令和四年四月一日

六 第一条中群馬県税条例第九十七條第一項第一号の改正規定 令和五年一月一日

七 第一条中群馬県税条例第八十六條の五の改正規定及び附則第四條の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十二号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

(県民税に関する経過措置)

第二条 前条第三号に掲げる規定による改正後の群馬県税条例第三十二條の二第一項第二号の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の群馬県税条例(附則第五条において「新条例」という。)、第五十三條並びに附則第十五條の二及び第十五條の三の規定は、この条例の施行の日(附則第五条において「施行日」という。))以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 附則第一条第七号に掲げる規定による改正後の群馬県税条例第八十六條の五第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる規定による改正前の群馬県税条例第八十六條の五第一項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

3 平成二十四年四月一日から地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年改正法」という。))附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日の前日までの間に総務大臣が平成二十八年改正法第二条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この条において「二十八年旧法」という。))附則第五十二條第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域(次項において「旧自動車持出困難区域」という。))のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十七号)の施行の日以後最初に二十八年旧法附則第五十二條第二項第一号の規定により指定して公示した区域(次項において「初回指定旧自動車持出困難区域」という。))については、平成二十三年三月十一日を地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号)附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法(次項において「新法」という。))附則第五十三條の二第二項第一号の規定による同号に規定する自動車持出困難区域(次項において「自動車等持出困難区域」という。))を指定する旨の公示があった日とみなして、新条例附則第二十二條の十第一項及び第二十三條の五第一項の規定を適用する。

4 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る二十八年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日を新法附則第五十三条の二第二項第一号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、新条例附則第二十二條の十第一項及び第二十三條の五第一項の規定を適用する。

第六条 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の群馬県条例第四百七十七條の二十三の規定は、令和四年度以後に同条の規定により交付すべき交付金について適用し、令和三年度分までの同号に掲げる規定による改正前の群馬県条例第四百七十七條の二十三の規定により交付する交付金については、なお従前の例による。

2 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の群馬県条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

群馬県建築基準法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年六月十八日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第三号

群馬県建築基準法施行条例等の一部を改正する条例

(群馬県建築基準法施行条例の一部改正)

第一条 群馬県建築基準法施行条例(昭和五十八年群馬県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第三項及び第二条の三第一項中「第八十七條の二」を「第八十七條の四」に改める。

第二条の四第一項中「第十八條第十四項」を「第十八條第十六項」に改め、同条

第二項中「第十八條第十九項」を「第十八條第二十一項」に改め、同条第四項中

「第八十七條の二」を「第八十七條の四」に改める。

第二条の五中「第八十七條の二」を「第八十七條の四」に改める。

第二条の六第一項中「第十八條第十七項」を「第十八條第十九項」に改める。

第二条の七の表一の項中「第八十七條の二」を「第八十七條の四」に改め、同表

十の項中「第五十三條第五項第三号」を「第五十三條第六項第三号」に改め、同項

を同表十の三の項とし、同表九の二の項を同表十の項とし、同項の次に次のように

加える。

十の二 法第五十三條第五項の規定により建築物の建蔽率に関する特例の許可を申請する者	三万三千元
---	-------

第二条の七の表三十四の項を同表三十七の項とし、同表三十三の項の次に次のように加える。

三十四 法第八十七條の二第一項の規定により二以上の工事の全体計画に関する認定を申請する者	二万七千元
三十五 法第八十七條の三第五項の規定により興行場等の使用の許可を申請する者	十二万円
三十六 法第八十七條の三第六項の規定により特別興行場	十二万円

等の使用の許可を申請する者

第十二条の二第一項中「第一百二十二条第十四項第一号」を「第一百二十二条第十三項第一号」に改め、同条第二項中「第一百二十二条第十五項」を「第一百二十二条第十四項」に、「第一百二十二条第十六項」を「第一百二十二条第十五項」に改める。

第十七条第一号及び第二十四条中「第一百二十二条第十四項第一号」を「第一百二十二条第十三項第一号」に改める。

第三十一条の見出し中「又は仮設興行場等」を「等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第八十七条の三第五項又は第六項の規定により興行場等又は特別興行場等について知事はその使用を許可する場合には、この条例の規定は、適用しない。

(群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例及び群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

一 群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例(平成二十四年群馬県条例第一百十号) 第三条

二 群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例(平成二十八年群馬県条例第四十六号) 第二条第三項

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第一条中群馬県建築基準法施行条例第二条の四第一項及び第二項、第二条の六第一項、第十二条の二第一項及び第二項、第十七条第一号並びに第二十四条の改正規定は、公布の日から施行する。

群馬県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年六月十八日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県条例第四号

群馬県収入証紙条例の一部を改正する条例

群馬県収入証紙条例(昭和四十一年群馬県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百二十四条第四項、第五百五十一条第六項」を「第二百六十二条第四項、第二百七十七条の十一第六項」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
